

暴風警報等発表時および地震発生時の対応について

■■ 台風などにより「警報」が発表された場合 ■■

① 午前7時現在、
「寝屋川市」又は
「東部大阪」「大阪府全域」に
【暴風警報】又は【特別警報】が、
発表されている場合

※例) 大雨特別警報が発表→自宅待機



登校を見合わせ、
一時「自宅待機」して
ください。

② 午前9時までに
【暴風警報】又は【特別警報】が、
解除された場合



午前10時に始業します。
登校班の集合時刻は、通常時の1時間
30分後を目安に各地区で決定してく
ださい。

※原則として「給食」は実施します。献立は状況に応じて対応します。
※安全に登校できるよう、地区委員さんを中心にご協力をお願いいたします。

③ 午前9時を過ぎても
【暴風警報】又は【特別警報】が、
発表されている場合



臨時休業 とします。
(学校はお休みです)

④ 在校中に
「寝屋川市」又は
「東部大阪」「大阪府全域」に
【暴風警報】又は【特別警報】が、
発表された場合



- 通常より早く下校する場合があります。地区ごとの集団下校となります。
- 緊急下校の場合は、「メールねやがわ」等でお知らせします。
- 「緊急時の[連絡先]・[児童引き渡し者]カード」で、緊急時「学校待機」とされている児童は、**一時的に学校待機**となります。
- 待機児童については、学校まで迎えに来てください。
- 集団下校が危険と判断される場合は校内に児童を待機させます。

※午後1時までに「暴風警報」または「各種特別警報」が発表された場合は、留守家庭児童会(学童保育)はお休みとなり、家庭への下校となります。

⑤ これらの措置のほか、気象条件(雷等)により臨時の措置(学校待機等)をとることがあります。

■■■ 地震発生の場合 ■■■

- ① 児童・生徒が**在宅時**地震発生した場合
- 【震度 4 以下の場合】
- ・原則、平常授業とします。
(被害状況によっては、臨時休業や始業時刻繰り下げの措置をとる場合もあります。)
- 【震度 5 弱以上の場合】
- ・臨時休業とします。
- ② 児童・生徒が**登下校中**地震発生した場合
- 【震度 4 以下の場合】
- ・落下物がない場所等、安全な場所に一時避難し、揺れが収まった後、原則、学校へ避難するよう指導します。
 - ・児童の安否確認を行い、校舎等の設備点検後、異常がなければ授業を行います。
 - ・下校時は、通学路の安全確認の後、教職員の付き添いも含め、安全に配慮して下校させます。各地区でも見守りのご協力をお願いいたします。
- 【震度 5 弱以上の場合】
- ・臨時休業とし、大きな余震が予想されることから、保護者への引き渡しによる下校措置をとります。
 - ・保護者不在の場合は、児童を校内にとどめる等の対応をとりますが、給食等の提供ができませんので、早めに迎えに来ていただきますよう、お願いいたします。
- ③ 児童・生徒が**在校時**地震発生した場合
- 【震度 4 以下の場合】
- ・安全な場所に避難誘導後、校舎等の設備点検を行い、異常がなければ授業を再開します。
 - ・下校時は、通学路の安全確認の後、教職員の付き添いも含め、安全に配慮して下校させます。各地区でも見守りのご協力をお願いいたします。
- 【震度 5 弱以上の場合】
- ・臨時休業とし、大きな余震が予想されることから、保護者への引き渡しによる下校措置をとります。
 - ・保護者不在の場合は、児童を校内にとどめる等の対応をとりますが、給食等の提供ができませんので、早めに迎えに来ていただきますよう、お願いいたします。

④ これらの措置のほか、被害状況等により臨時の措置（学校待機等）をとることがあります。

※臨時措置等をとる場合は「メールねやがわ」「さくら連絡網」で状況をお知らせしますので、登録いただきますよう、よろしくお願いいたします。

※警報の発表の有無にかかわらず、自宅周辺の状況により、家庭の判断で登校を見合わせる場合、その旨を学校まで連絡いただきますよう、よろしくお願いいたします。